

千葉のものづくり企業を応援する

千葉ものづくり 認定製品

千葉県では、県内の中小企業が製造する優れた製品や独創的な製品を「千葉ものづくり認定製品」として認定し、情報発信や販路開拓支援を行っています。



認定された製品への支援



認定証の交付



県HPで全国へ
情報発信



製品紹介
パンフレット
への掲載



展示会出展
助成制度への
応募が可能
(※)

※ (公財) 千葉県産業振興センターで実施している、中小企業総合支援事業(市場開拓助成)を指します。

応募について

対象企業

- 中小企業等経営強化法第2条に規定する中小企業者
- 県内に本社又は事業所を有し、1年以上継続して事業を営んでいること。

対象製品

- 工業製品である最終製品又は部品、ソフトウェア(ゲームソフトを除く) ※食料品、医薬品等は対象外
- 自社製品(輸入品、受託生産品を除く)
- 販売開始から概ね5年以内の製品

認定基準

- 新規性・優位性: 独自の技術ノウハウ、アイデア等に基づく製品であるか等
- 市場性: 市場や顧客のニーズに十分対応した製品であるか等
- 信頼性: 製品の生産や管理体制は十分か等 など

認定までの流れ

- | | |
|---|---|
| 1 | 公募(6月上旬～8月中旬頃) |
| 2 | 申請
公募期間内に申請書類を提出 |
| 3 | 審査(8月下旬～11月上旬頃)
書面審査(必要に応じて職員による現地調査を実施) |
| 4 | 結果通知(11月中旬頃) |
| 5 | 認定証交付式(1月頃) |

※時期は変更になる可能性があります。

(お問い合わせ先)

千葉県 商工労働部 産業振興課 産業技術班

〒260-8667

千葉県千葉市中央区市場町1-1

TEL : 043-223-2718

E-mail : sangyo-c@mz.pref.chiba.lg.jp

詳しくはウェブサイトをご確認ください。

千葉ものづくり認定製品



ちば

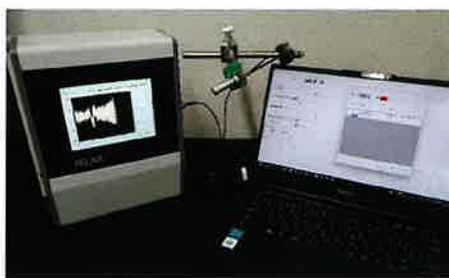
千葉が誇る製品の数々

(過去の認定製品のご紹介)

※認定期間は、認定日の属する年度の翌年度から起算して5年目の3月31日までです。



果樹園用自立走行AIロボット
「Adam」
(輝翠株式会社)



溶け込み深さモニタリング装置
「NWA-1」
(株式会社NISHIHARA)



完全自動曲げシステム
「YSP-Rシリーズ」
(株式会社吉野機械製作所)



バイオセパレーション用刺激応答性磁性ナノ粒子
「Therma-Max®、Vira-Max™」
(株式会社SEGNOS)



ステント装填補助器具
「イージースtentアプリーケーター」
(株式会社ニチオン)



世界初の高負荷・重量物用ATC
「MTlock」
(株式会社ラインワークス)



完全自動金型交換装置搭載
薄板板金曲げ加工機
「新型YSPシリーズ」
(株式会社吉野機械製作所)



二液混合型接着剤を混合しながら
微量精密吐出ができる
二液混合吐出装置
「ID-200R二液混合吐出装置」
(株式会社日本省力技術研究所)

「千葉ものづくり認定製品」に認定された企業の声

- 展示会等の来場者が増え、その他製品への興味や関心が増えた。
- 製品性能の証明となり、品質への信頼が高まったことで、売上向上に繋がった。
- 自社のイメージアップやブランド力の向上に寄与した。

